



令和7年1月31日

報道機関 各位

特定空家等の行政代執行による除却が終了しました。

上田市では、この度、市内2ヶ所の著しく管理不全な特定空家等（※）について、周辺住民等の安全・安心を守るため、行政代執行による除却を実施いたしました。

※ 特定空家等…そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

1 実施内容等

場 所①：上田市国分字明神前 1732 番地

場 所②：上田市中心六丁目 7 番 13 号

実施期間：令和6年12月10日から令和7年1月31日まで（場所①②ともに）

実施内容：建物等の全部除却

2 行政代執行終了宣言

日 時：【場 所①】 令和7年2月5日(水曜日) 午前10時00分から

【場 所②】 令和7年2月5日(水曜日) 午前11時00分から

その他：場所①の取材を希望される方は、下堀コミュニティセンター（上田市国分1629）を、
場所②の取材を希望される方は、ひとまちげんき・健康プラザうえだ（上田市中心6-5-39）駐車場を、それぞれご利用ください。

3 今後の予定等

一旦市が負担した代執行費用額を、所有者者に請求します。



4 現地写真

【場 所①】

【代執行前】



【代執行後】



【場 所②】

【代執行前】



【代執行後】



上田市は「SDGs 未来都市」です。



本件に関する問合せ先

上田市 都市建設部住宅政策課

課長 木内（担当者 係長 清水）

TEL 0268- 71-6722

上田市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。